

労務安全衛生に関する 協力業者提出書類

工事名

協力会社名

職種

工事期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

安全衛生協議会出席確認欄

確認欄	月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	協力会社												
	作業所												

確認欄	月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	協力会社												
	作業所												

- ※1. 協力会社は、この書類を必ず工事着手前に作業所へ提出し、作業所の受理・確認を得る。
2. 事業主又は職長が安全衛生協議会等に出席の際、毎月1回以上この書類の記載内容(特に協力会社編成表・作業員名簿等)を点検・確認し、上欄に日付の記入及び押印を行う。
なお、提出済書類に追加・変更の必要が生じた場合は、作業所に報告した上で追加・変更書類を再提出する。

安全管理様式リスト

協力業者提出書類

様式0	安全衛生管理に関する書類の提出のお願い	0-1
様式0-1	協力業者提出書類一覧表	0-4
様式1	労務・安全衛生管理事項引受確約書	1-1
様式1-1	安全衛生・労務状況報告書	1-3
様式1-2	労働基準監督署提出書類報告書	1-4
様式1-3	安全帯使用の確約書	1-5
様式1-4	脚立の単独使用の確約書	1-6
様式2-1	建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(変更届)	2-1
様式3	下請負業者編成表	3-1
様式4	作業員名簿	4-1
様式4-1	有資格者一覧(技能講習)	4-3
	有資格者一覧(特別教育)	4-4
様式4-2	年少者就労報告書	4-5
様式4-3	高齢者就労報告書	4-6
様式4-4	外国人就労に関する誓約書	4-7
様式4-5	免許・技能講習修了証貼付台紙	4-8
様式4-6	職長教育修了証貼付台紙	4-9
様式4-7	新規入場者調査表	4-10
様式5	持込機械等(移動式クレーン車両系建設機械等)使用届	5-1
様式6	持込機械等(電動工具、電気溶接機等)使用届	6-1
様式7	工事用車両届	7-1
様式8	危険物・有害物持込・使用届	8-1
様式9	火気使用願	9-1

参考資料

協力業者用施工体制の作成要領	10-1
施工体制台帳作成建設工事の通知	10-4
新規入場教育シート	10-6
労働災害防止協議会会則	10-8
建設業退職金共済制度について	10-13

【この冊子を原本とし保存し必要に応じて複写して使用して下さい】

様式 0

(様式 0) 施工体制台帳作成建設工事の通知及び安全衛生管理に関する書類の提出のお願い

(様式 0-1) 協力業者提出書類一覧表

- その他
- 1) 労務・安全衛生管理に関する協力業者提出書類の様式の改正について
 - 2) 労務・安全衛生管理に関する協力業者提出書類の留意事項

御中

元請負業者

会 社 名 _____
 作 業 所 名 _____
 所 長 _____ (印)

工事に係わる

施工体制台帳作成建設工事の通知及び安 衛生管理に関する書類の提出のお願い

当工事は、建設業法第24条の7に基づく施工台帳の作成となる建設工事です。

1. 当工事に従事する一次の協力業者は、自社の建設業許可、当工事の現場主任技術者(現場代理人)の専任状況等記載する「建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(以下届出書という)」と「当工事の安全衛生管理に関する書類」とともに工事作業所の入場前に当所長(当社員)に提出し、確認を受けて下さい。
2. 従事する当工事を他の建設業者(建設業の許可を受けていないものも含む。)に請け負わせる一次の協力業者は、「施工体制台帳作成建設工事の通知」と「建設業法・雇用改善法等に基づく再下請負通知書(以下再下請負通知書という)」を複写し交付して、その建設業者の建設業許可、現場主任技術者(現場代理人)の専任状況、請負契約の状況等を記載させ、提出させて下さい。総ての後次の協力業者から提出される「再下請負通知書」は、貴社がとりまとめのうえ、「請負業者編成表」とともに工事作業所に入場する前に当所長に提出し、確認を受けて下さい。
3. 後次の協力業者が従事する当工事を更に他の建設業者に請け負わせる場合、一次の協力業者は、後次の協力業者に「施工体制台帳作成建設工事の通知」の書面を複写して交付して、当工事が施工台帳作成建設工事であることを通知しなければなりません。同時に「建設業法・雇用改善法等に基づく再下請負通知書」の書面を複写して交付して、再下請負通知書を後次の協力業者を通じて提出させ取りまとめて下さい。

なお、一度提出いただいた「届出書」、「通知書」に変更が生じたときは、遅滞なく再提出して下さい。

なお、当工事の概要は次の通りですが、不明の点は作業所の担当者に照会してください。

元 請 会 社 名	
発 注 者 名	
工 事 名	
提 出 先	作業所長

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工分担していただく建設工事については、建設業法第24条の7第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業者を営むものに請け負わせたときは、

① 建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則第14条の4に規定する

再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。

また、一度通知をいただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営むものに対しても、この書面を複写して交付して、

「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成特定建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である。」旨を伝えなければなりません。

会社名 _____

作業所名 _____

協力業者の皆さんへ

労務・安全衛生管理に関する協力業者 提出書類の様式の改正について

工事を請負した協力業者の皆さんから別紙様式で労務・安全衛生管理に関する書類を提出していただきます。このたび、建設業法の第24条—7(平成6年6月改正)によって 作業所ごとに施工体制台帳を作成、常備するほか、施工体系図を作業所内に提示しなければならなくなりました。協力業者の皆さん方も関係書類等を作成して、提出していただくようになっております。

今回の建設業法の改正にともない、協力業者の皆さんから提出をいただいております、従前の「労務・安全衛生管理に関する提出書類」の改正を行いました。改正の内容は、社団法人全国建設業協会の「建設現場において下請負業者が元請負業者に提出する再下請負通知書及び労務・安全届出様式（法定様式を除く）の届出様式（以下全建統一様式という）」を全面的に採用し、このほか独自の様式を加えました。

協力業者の皆さんは、これから新しく当社工事（平成 年度工事）を請負する場合には、工事に従事する前に本提出書類に必要な事項を記入して当工事の作業所所長に提出して、確認を受けてくださるようお願いいたします。

様式0-1

協力業者各位殿

この度、当社の工事を受注され、施工にご協力願うことになりご同慶の至りです。つきましては、貴社の労務安全衛生管理を適正に行うよう尽力をお願いし、かつ当社としても、その状況を把握しておきたいので、下記書類の提出をお願いいたします。

記

協力業者提出書類一覧表

NO	提出書類の名称	様式	提出時期	備考
1	労務・安全衛生管理事項引受確約書	様式 1	着工時	
2	労働基準監督署提出書類報告書	様式 1-1	着工時	
3	安全帯使用の確約書・脚立単独使用時の確約書	様式 1-2 様式 1-3	着工時	
4	建設業法・雇用改善法等に基づく届出書（変更届） 施工体制台帳	様式 2 様式 2-1	着工時 変更都度	
5	下請負業者編成表	様式 3	着工時 変更都度	
6	作業員名簿	様式 4	着工時 変更都度	
7	持込機械等（移動式クレーン車両系建設機械等）使用届	様式 5	使用都度	
8	持込機械等（電動工具・電気溶接機等）使用届	様式 6	使用都度	
9	工事用車両届	様式 7	着工時 変更都度	
10	危険物・有害物持込・使用届	様式 8	使用都度	
11	火気使用願い	様式 9	使用都度	

- (注) 1. 提出書類は返却しませんので、コピーして保管願います。
2. 提出書類は、着工時提出分について提出して下さい。
(提出分は○印のこと)

作業所長	担当者

安全衛生管理に関する協力業者提出書類の留意事項

1. 全般の留意事項

用語の： 1次協力業者は、元請から直近下位の協力業者を指します。（本書類を提出していただく協力業者が該当します。）以下、本書類では、同様の扱いをします。

- 1) 提出時期 …… 1次協力業者は、作業所乗り込み前に提出して、所長の確認を受けて下さい。
- 2) 提出先 …… 当工事の作業所長宛に提出して下さい。
- 3) 提出業者 …… 1次協力業者(当社の直下請負業者)は、総ての2次以降の協力業者(建設業の許可を受けていないものを含む)の必要部分を取りまとめ、写し等を提出して下さい。
- 4) 提出後の取扱 ・ 1次協力業者の安全衛生責任者(現場代理人)は、当社作業所で内容を自主的にチェックし、所長の確認を受けて下さい。
- 5) 乗り込み時の取扱 ・ 1次協力業者の安全衛生責任者(現場代理人)は、入場の作業員、持ち込み機械等、電動工具等の追加変更の有無をチェックして、訂正部分は加筆して下さい。
- 6) 乗り込み後の取扱 ・ 1次協力業者の安全衛生責任者(現場代理人)は、乗り込み時に内容に変更が生じたときには、訂正して下さい。
- 7) その他 …… 1次協力業者は、2次以降の協力業者(建設業の許可を受けてないものを含む)に再下請負させたときは、2次以降の協力業者の「再下請負通知書」を徴収し取りまとめのうえ、作業所長に提出するので本様式を使用して下さい。

2. 提出書類の留意事項

提出書類の名称	提出先	提出者	留意事項
様式1 労務・安全衛生管理事項引受確約書	〇〇工業当工事の所長	1次協力業者	1次協力業者の安全衛生責任者(現場代理人)は、誓約事項の履行状況を適宜に確認し管理して下さい。
様式1-1 労働基準監督署提出書類報告書	〇〇工業当工事の所長	1次協力業者	1次協力業者は、後次の協力業者に請け負わせる場合、後次の協力業者の提出書類を確認して下さい。また、作業所長の要請がある時は、写しを提出して下さい。
様式1-2 安全帯使用の確約書 様式1-3 脚立単独使用時の確約書	〇〇工業当工事の所長	1次協力業者と使用する後次協力業者	1次協力業者は、後次の協力業者に請け負わせる場合、使用する後次協力業者と連名で確約書を提出して下さい。
様式2・様式2-1 建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(変更届) 〔再下請負通知書様式〕	〇〇工業当工事の所長 (直近上位の注文者)	1次協力業者 (総ての協力業者)	総ての協力業者は、届出書(再下請負通知書)を作成し直近上位の注文者(建設業者)を通じて〇〇工業の当作業所長に提出して下さい。

提出書類の名称	提出先	提出者	留意事項
			<p>1次→〇〇工業当工事作業所長)</p> <p>左頁は、1次協力業者の自社分を記載する<u>監督員名に</u>、後次の建設業者に再下請負させる場合は、それを監督する者（例えば一次協力業者の現場代理人等）を記入して下さい。</p> <p>右頁は、自社が後次の建設業者に再下請負させる場合に、左頁に自社分を記入し「再下請負通知書」を後次の建設業者に交付して、後次の建設業者分を記入させて下さい。再下請負がない場合は記入しません。</p>
様式3 下請負業者編成表	〇〇工業当工事の所長	1次協力業者 ↑ (使用協力業者)	1次協力業者は、総ての届出書（再下請負通知書）に基づいて下請負関係（最終次の協力業者まで）を編成表にまとめて提出して下さい。
様式4 作業員名簿 様式4-1 年少者就労報告書 様式4-2 高齢者就労報告書 様式4-3 外国人就労に関する誓約書 様式4-4 免許・技能講習修了証貼付台紙 様式4-5 職長教育修了証貼付台紙 様式4-6 新規入場者調査表	〇〇工業当工事の所長	1次協力業者 ↑ (後次の協力業者)	<p>1次協力業者の安全衛生責任者（現場代理人）は、記載の作業員（後次の協力業者の作業員を含む）が当工事に実際に従事するか、年少者と高齢者の就労状態、作業に必要な資格者の従事の状態及び作業員の健康状態の記載内容をチェックし、変更が有る場合はその都度、訂正加筆して下さい。</p> <p>特に当工事で必要な作業主任者、作業指揮者及び有資格者の従事状態は事故防止の要件であるため変更がある場合には、その都度、1次協力業者の安全衛生責任者（現場代理人）は、当工事の作業所長に報告のうえ、訂正して下さい。</p> <p>なお、「免許、資格証の写し」は当工事の作業に必要な事項のみを添付して下さい。</p>
様式5 持込機械等(移動式クレーン 車両系建設機械等)使用届	〇〇工業当工事の所長	1次協力業者 ↑ (使用協力業者)	機械の点検後、1次協力業者の安全衛生責任者（現場代理人）は当工事作業所長の確認を受け、発行される「持込許可証」を機械の見やすい箇所に掲示、使用し、搬出時には、「持込許可証」を返却して下さい。

提出書類の名称	提出先	提出者	留意事項
様式6 持込機械等（電動工具、電気溶接機等）使用届	〇〇工業当工 事の所長	1次協力業者 ↑ （使用協力業者）	機械の点検後、1次協力業者の安全衛生責任者（現場代理人）は当工事作業所長の確認を受け、発行される「持込許可証」を機械の見やすい箇所に掲示、使用し、搬出時には、「持込許可証」を返却して下さい。
様式7 工事用車両届	〇〇工業当工 事の所長	1次協力業者 ↑ （使用協力業者）	1次協力業者の安全衛生責任者（現場代理人）は、「工事用車両届」に必ず「任意保険の証書（写）を添付して当作業所長に提出確認を受けてから使用して下さい。作業員の送迎用の車両は必ず「任意保険」に加入している車両を使用して下さい。
様式8 危険物・有害物持込・使用届	〇〇工業当工 事の所長	1次協力業者 ↑ （使用協力業者）	危険物・有害物持込・使用届は、量の多少にかかわらず、1次協力業者の安全衛生責任者（現場代理人）が、届出書を当作業所所長に提出、確認を受けてから作業をして下さい。
様式9 火気使用願	〇〇工業当工 事の所長	1次協力業者 ↑ （使用協力業者）	1次協力業者の安全衛生責任者（現場代理人）は、火気使用の際には、使用願を事前に当作業所長（社員）に申請して、許可を受けてから使用して下さい。
参考1 施工体制台帳作成建設工事の通知	後次協力業者	1次協力業者	1次協力業者は、後次の協力業者が更に当工事を他の建設業者に請け負わせる場合には、施工体制台帳作成工事であることと再下請負通知書を提出することを通知するよう伝えて下さい。